

# 教 務 内 規 抄

## 第 2 章 学 習 評 価 ・ 評 定

「評価・評定の仕方」

第 3 条 各学期および学年末の評価は、各教科に対する関心・意欲・態度、小テスト・定期考査等の成績、授業時間中の態度、提出物等を資料として総合評価し、5段階で評価し評定する。

## 第 3 章 考 査

「定期考査」

第 5 条 定期考査は1・2学期2回、3学期は1回実施する。

「定期考査を欠席した者の取り扱い」

第 6 条 定期考査を欠席した者に対しては、追考査を実施し、別に定める方法により評価点を算出する。

## 第 4 章 単 位 の 履 修 と 修 得

「履修の認定」

第 8 条 次の各号の全てを満足する者については、履修を認定する。

- (1) 各教科・科目並びに特別活動の正規出席時間数が1単位あたり24時間以上である者。24時間の算出方法については別に定める。
- (2) 学習態度、授業参加状態で履修の成果が満足できる者。

「単位修得の認定基準」

第 9 条 次の各号を満足する者については、単位認定委員会において審議し、校長の決定により単位を認定する。

- (1) 教科・科目の履修の成果がその教科・科目の目標から見て満足できる者。
- (2) 1単位につき正規出席時間が24単位時間以上の者。
- (3) 学年末に評定が2以上の者。
- (4) 在学中に別表に定める技能審査に合格し、対応する科目を履修・修得した場合は修得した単位に加えて、当該審査の成果を増加単位として認定する。

## 「単位の保留」

第10条 次の各号に該当する者については、単位の修得を認定しないものとする。

- (1) 教科・科目の履修の成果がその教科・科目の目標から見て満足できないもの。
  - (2) 1単位につき正規出席時間数が1個学年に24単位時間未満のもの。
  - (3) 教科・科目の評定が1のもの。
- 前項(2)(3)に該当するものの取り扱いについては、別に定める。

## 第5章 進級、卒業の認定基準

### 「進級、卒業の認定基準」

第11条 次の各号の全てを満足する者については、進級、卒業を認める。

- (1) 学校で定めた各学年の教科・科目の履修が全て認定された者。
- (2) 特別活動の履修の成果が満足であると認定された者。
- (3) 教科・科目の修得単位数が各学年で定めた修得単位数を満足している者。
- (4) 性行その他において特に問題点がないと認められた者。

## 第6章 出欠席の取り扱い

第16条 交通スト、災害、入学・就職試験等の出欠席の取り扱いは、次の各号のとおりとする。

- (1) 非常災害（交通ストを含む）等により授業が全く行われなかった場合は授業時数としない。
- (2) 授業が行われ、一部の生徒が通常的手段を奪われる等の理由により欠席した場合は、出席停止・忌引き等として扱い、各授業は欠課とする。

(3) 授業が行われ、入学・就職試験などで出席できなかった場合は、出席停止・忌引き等として扱い、各授業は欠課とする。」

「公認欠席」

第17条 対外運動競技、コンクール、農業クラブ、家庭クラブ活動等に参加のために出席しなかった場合は出席扱いとし、各授業は欠課とする。

「特別指導」

第18条 学校特別指導により授業を欠いた場合は、出席扱いとし、各授業は欠課とする。

※忌引きについては次のとおり

|             |    |
|-------------|----|
| 父母の忌        | 7日 |
| 祖父母 兄弟姉妹の忌  | 3日 |
| 曾祖父母 伯叔父母の忌 | 1日 |